

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案……………
- ……………(環境局総務部環境政策課)……………

公告

- 農地法第四十一条第二項において準用する同法第三十九条第一項の規定による裁定……………
- ……………(産業労働局農林水産部農業振興課)……………

告示

●東京都告示第七百三十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき日野市上台土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月五日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

日野市上台土地区画整理組合

二 事業施行期間

令和六年十一月二十日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区

日野市大字日野の各一部

四 事務所の所在地

日野市大字日野千二番地の一メゾン生沼一〇三号室

五 設立認可の年月日

令和六年十一月二十日

六 変更の内容

事業施行期間を令和十年三月三十一日まで延長する。

七 変更認可の年月日

令和八年六月五日

●東京都告示第七百三十六号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づき、(仮称)NEC府中事業場整備計画について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月五日

東京都知事 小池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

府中市 西府町一丁目、西府町二丁目、西府町五丁目、本宿町一丁目、本宿町二丁目、美好町三丁目、日新町一丁目、日新町二丁目、日新町三丁目、日新町四丁目、日新町五丁目、四谷一丁目、四谷二丁目、四谷三丁目、四谷四丁目、住吉

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
日本電気株式会社
取締役 代表執行役社長 兼 CEO 森田 隆之
港区芝五丁目七番一号

三 対象事業の名称及び種類
(仮称)NEC府中事業場整備計画

四 対象事業の内容の概略
工場を設置

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要
事業者は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

令和八年六月五日から同年七月六日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 府中市生活環境部環境政策課

府中市宮西町二丁目二十四番地 府中市役所「お

もや」三階

イ 国立市生活環境部環境政策課

国立市富士見台二丁目四十七番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は電子申請サービス

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和八年七月二十一日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目

八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。
ホームページアドレス
[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessme
nt/reading_guide/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessme
nt/reading_guide/)

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響は、事業の内容や計画地及びその周辺における地域の概況を考慮した上で環境影響評価項目を選定し、現況調査及び予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 1(1)～(10)に示すとおりである。

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>① 工事の施行中</p> <p>【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の年平均値の年間 98%値は 0.031ppm であり、評価の指標とした環境基準 (0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下) を満足する。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は 31.2% である。</p> <p>浮遊粒子状物質の年平均値の 2%除外値は 0.030mg/m³ であり、評価の指標とした環境基準 (0.10mg/m³ 以下) を下回る。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は 6.9% である。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の年平均値の年間 98%値は 0.026～0.028ppm であり、評価の指標とした環境基準 (0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下) を満足する。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は 0.1～1.0% である。</p> <p>浮遊粒子状物質の年平均値の 2%除外値は 0.027mg/m³ であり、評価の指標とした環境基準 (0.10mg/m³ 以下) を下回る。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は 0.1%未満～0.1% である。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <p>② 工事の完了後</p> <p>【関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の年平均値の年間 98%値は 0.026～0.027ppm であり、評価の指標とした環境基準 (0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下) を満足する。また、関連車両の走行に伴う寄与率は 0.1%未満～0.8% である。</p> <p>浮遊粒子状物質の年平均値の 2%除外値は 0.027mg/m³ であり、評価の指標とした環境基準 (0.10mg/m³ 以下) を下回る。また、関連車両の走行に伴う寄与率は 0.1%未満～0.1% である。</p> <p>以上のことから、関連車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p>

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>① 工事の施行中</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動】</p> <p>建設機械の稼働に伴う騒音レベル (L_{max}) は、工事開始 4～10 ヶ月目で 77dB (計画地南側敷地境界)、工事開始 28 ヶ月目で 71dB (計画地南側敷地境界)、工事開始 30 ヶ月目で 80dB (計画地南西側敷地境界)、工事開始 59 ヶ月目で 79dB (計画地南西側敷地境界)、工事開始 65～66 ヶ月目で 80dB (計画地東側敷地境界) であり、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく指定建設作業に係る騒音の報告基準 (80dB) を下回る。工事の実施にあたっては、環境保全のための措置の実施を徹底することで、騒音の底減に努める。</p> <p>建設機械の稼働に伴う振動レベル (L_v) は、工事開始 4～10 ヶ月目で 65dB (計画地南側敷地境界)、工事開始 28 ヶ月目で 64dB (計画地南側敷地境界)、工事開始 30 ヶ月目で 69dB (計画地南西側敷地境界)、工事開始 59 ヶ月目で 65dB (計画地南西側敷地境界)、工事開始 65～66 ヶ月目で 70dB (計画地東側敷地境界) であり、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく指定建設作業に係る振動の報告基準 (70dB) を下回る。工事の実施にあたっては、環境保全のための措置の実施を徹底することで、騒音の底減に努める。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働に伴う騒音・振動の影響は小さいと考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動】</p> <p>将来交通量による騒音レベル (L_{max}) は、昼間で 64～69dB である。予測地点 No.1、No.4 では評価の指標を上回るが、現況において環境基準を上回っており、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は 1dB 未満を下回り、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は 1dB 未満～1dB である。</p> <p>将来交通量による振動レベル (L_v) は、昼間で 30～49dB、夜間で 29～48dB であり、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準を下回る。また、振動レベルの増加分は、昼間で 1dB 未満～1dB、夜間で 1dB 未満～1dB である。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う騒音・振動の影響は小さいと考える。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
<p>2. 騒音・振動 (続き)</p>	<p>②工事の完了後</p> <p>【関連車両の走行に伴う道路交通騒音・振動】 将来交通量による騒音レベル(L_{day})は、昼間で54～69dBである。予測地点No.1、No.4では評価の指標とした環境確保条例)に基づき日常生活等に適用する基準を上回っており、関連車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB未満である。また、予測地点No.2、No.3、No.5～No.9では評価の指標とした環境確保条例)を上回り、関連車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB未満～1dBである。</p> <p>【施設の供用に伴う騒音】 施設の供用に伴う騒音レベル(L_{eq})は、昼間で30～49dB、夜間で29～48dBであり、評価の指標とした「環境確保条例)に基づき日常生活等に適用する振動の規制基準を下回る。また、振動レベルの増加分は、昼間で1dB未満～4dB、夜間で1dB未満～4dBである。</p> <p>【施設の供用に伴う騒音】 施設の供用に伴う騒音レベル(L_{eq})は、昼間で30～49dB、夜間で29～48dBであり、評価の指標とした「環境確保条例)に基づき日常生活等に適用する規制基準(昼間：70dB 朝夕：60dB 夜間：55dB)を下回る。</p> <p>【施設の供用に伴う低周波音】(G特性音圧レベル)は79dB(計画地南側敷地境界)であり、評価の指標としたISO-7196(超低周波音の心理的・生理的影響の評価特性)で超低周波音を知覚するとされている音圧レベル(約100dB；G特性音圧レベル)を下回る。</p> <p>また、施設の供用に伴う低周波音(L₃オクターブバンド平坦特性音圧レベル)52～70dB(計画地南側敷地境界)であり、評価の指標とした「低周波音防止対策事例集)に示される心理的影響及び物理的影響の参考値を下回る。</p> <p>以上のことから、施設の供用に伴う低周波音の影響は小さいと考える。</p>
<p>3. 土壌汚染</p>	<p>①工事の施行中</p> <p>【汚染土壌の規制・移動に伴う土壌への影響の程度】 計画地内には、要措置区域及び形質変更要箇所田園、住宅地として利用されていた。府中事業場が建設されたから、「土壌汚染対策法)に定める特定有害物質として第一種特定有害物質(クロロエチレンを除く11項目)、第二種特定有害物質(水銀及びその化合物、砒素及びその化合物を除く7項目)を使用してきた。</p> <p>また、過去に計画地内の1号館西、3号館、21号館の建替えを列機として、土壌汚染対策法)に基づく土壌汚染調査を実施しており、各施設ともに10m格子(10m×10m)または30m格子(30m×30m)の区画を設定し調査を実施しており、すべての調査対象物質で土壌含有量基準、土壌溶出量基準を下回り、土壌汚染は確認されていない。</p> <p>建替え施設の範囲については、今後、「土壌汚染対策法)及び「環境確保条例)に基づき、土壌汚染調査を行い、土壌汚染調査の結果、土壌汚染が確認された場合には、「土壌汚染対策法)及び「環境確保条例)に基づき適切な拡散防止策を実施するとともに、その内容を事後調査において明らかにする。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足すると考える。</p> <p>②工事の完了後</p> <p>【施設の稼働に伴う土壌への影響の内容及び程度】 既存工場と同様に、「水質汚濁防止法)に定める有害物質である鉛やふつ素を使用する予定であり、「水質汚濁防止法)に基づく有害物質質指針施設として管理する計画である。また、廃液や洗浄液については、産業廃棄物処理業者への回収を依頼する計画である。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「施設の稼働に伴い現況土壌を汚染させないこと」を満足すると考える。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
<p>4. 地盤</p>	<p>①工事の施行中</p> <p>【掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度】 掘削工事において地盤の変形を生じさせる要因として、山留壁の変形による地盤の変形が考えられる。</p> <p>本事業では掘削深度は一部を除き最大G.L.約-3mを計画しており、支持力の大きい固状地堆積物層(A₂)の分布するG.L.約-8mまで山留壁を掘入れする計画である。</p> <p>なお、地下水槽の改修を予定している新20号館の山留壁については、9m程度とする計画である。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p> <p>【掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】 本事業においては、掘削範囲の周囲を山留壁で囲うが、掘削深度は最大G.L.約-3mを計画しており、調査期間中に確認されている地下水水位が位置する深度(G.L.-9.57～-4.36m(T.P.+44.95～+50.38m))までの掘削は行わない計画である。このため、掘削工事等に伴い、計画地周辺の地下水の水位及び流況に影響を及ぼす可能性は少ないと予測する。</p> <p>また、帯水層を対象とした地下水位のモニタリングを施工中から工事完了まで継続して実施し、監視しながら施工を行う。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p> <p>②工事の完了後</p> <p>【地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】 本事業においては、地下構造物等はG.L.約-3mの深さまで存在し、地下水槽の改修を予定している新20号館については、地下水槽がG.L.約-9mの深さまで存在する。</p> <p>既存資料調査結果を踏まえると、計画地周辺の帯水層は連続的かつ広域に分布しているものと想定される。これに対し、計画建築物の地下構造物等が占める範囲は計画地内のみの限定的なものである。そのため、地下構造物等が構築されても地下水流は地下構造物等の周囲を迂回するものと想定される。</p> <p>地下構造物等工事完了後においては、地盤変動と帯水層を対象とした地下水位のモニタリングを工事完了後の1年間まで実施する。なお、工事完了後の1年間で地盤変動及び地下水の水位の安定が確認できない場合には、地盤変動及び地下水の水位の安定が確認できるまで継続して監視を行う。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結果

項目	評価の結果
5. 水循環	<p>①工事の施行中 【掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度】 本事業においては、掘削範囲の周囲を山留壁で囲うが、掘削深度は最大G.L. 約-3mを計画しており、調査期間中に確認されている地下水水位が位置する深度（G.L.-9.57～-4.36m（T.P.+44.95～+50.38m））までの掘削は行わない計画である。このため、掘削工事に伴い、計画地周辺の地下水の水位及び流況の変化の程度に影響は少ないと予測する。 また、帯水層を対象とした地下水位のモニタリングを施工中から工事完了まで継続して実施し、監視しながら施工を行う。 以上のことから、評価の指標とした「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p> <p>②工事の完了後 【地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度】 本事業においては、地下構造物等はG.L.約-3mの深さまで存在し、地下水槽の改修を予定している新20号館については、地下水槽がG.L.約-9mの深さまで存在する。 既存資料調査結果を踏まえると、計画地周辺の帯水層は連続的かつ広域に分布しているものと想定される。これに対し、計画建築物の地下構造物等が占める範囲は計画地内のみの限定的なものである。そのため、地下構造物等が構築されても地下水流は地下構造物等の周囲を迂回するものと想定される。 また、帯水層を対象とした地下水位のモニタリングを地下構造物等工事完了後の1年間まで実施し、地下水の水位の安定が確認できない場合には、地下水の水位の安定が確認できるまで継続して監視を行う。 以上のことから、評価の指標とした「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p> <p>【土地の改変に伴う地表面流出量の変化の程度】 計画地内の土地利用の種別は、現況及び工事の完了後ともに建物の屋根及び舗装、緑地で構成され、地表面流出量は現況が約5.07m³/s、工事の完了後が約5.00m³/sであり、同程度である。 また、本事業では、既存工場と同様に、一部雨水浸透ますにより地下浸透させる計画である。 以上のことから、評価の指標とした「土地の改変に伴い地表面流出量に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結果

項目	評価の結果
6. 日影	<p>①工事の完了後 【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度】 【日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度】 冬至日における計画建築物及び残置する建築物による日影は、日影規制区域に生じるものの、2時間以上の日影はみなし境界線から10m以下の範囲に収まり、3時間以上の日影もみなし境界線よりも内側の範囲に収まるため、日影規制の基準を満足すると予測する。 また、計画地周辺には住宅、計画地北東側の台地上には小学校等が立地しているが、計画地内の計画建築物及び既存建築物による2時間以上の日影が生じる範囲はわずかであるため、計画地周辺への影響は軽微であると予測する。 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度については、主要な地点である計画地北西側の地点における工事完了後の日影時間は春秋分において約50分、計画建築物により日影時間が増加すると予測する。計画建築物は高さを抑えた計画とし、日影の影響が小さくなるよう配慮するとともに、周辺住民からの問い合わせに対しては、適切に情報提供や説明を行う。これ以外はいずれの地点及び時期において、日影時間が現況と完了後で比較した際に日影時間の増減はないと予測する。 以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制の基準を満足すると考える。</p> <p>①工事の完了後 【計画建築物の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害】 地上デジタル放送の東京局広域局では、計画建築物による遮へい障害は計画地周辺で生じない。また東京局東域局では、計画建築物による遮へい障害が計画地南西側及び計画地西北西側に生じるが、これらの遮へい障害範囲に住宅等は存在しない。永山局は計画建築物による遮へい障害が計画地北西側において生じると予測するが、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、受信状況に応じて適切な対策を講じることで、テレビ電波障害の影響は解消すると考える。衛星放送の遮へい障害予測範囲は、すべて計画地に収まると予測する。なお、地上デジタル放送の反射障害については、地上デジタル放送の伝送方式が持つ特性等から、地域的な反射障害としてはほとんど生じないものと予測する。 以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足するものと考える。</p>
7. 電波障害	

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
8. 景観	<p>①工事後の完了後 【主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度】 計画地周辺の主要な景観構成要素としては、住宅、建築物、田、畑、緑地等である。また、計画地内の主要な景観構成要素としては、工場、緑地等である。</p> <p>本事業は工場の建替えであるため、工事後の完了後において、計画地の主要な景観構成要素を現況から大きく変化させることはないと予測する。また、本事業における工場の建替えによって一部の工場は高く建替えられるため、周辺からの視認性が高まり、地域景観の特性に一定の変化が生じると考えられる。一方で、本事業では計画地内の外周部の樹林帯（常緑樹）を維持する計画であることから、周辺環境との調和が大きく損なわれるものではなく、地域景観の特性に著しい変化を生じさせることはないとして予測することから、評価の指標とした「大規模施設と周辺地域との調和を図ること」を満足すると考える。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 代表的な眺望地点からの現況と工事後の眺望の変化の程度は、計画地近傍の地点では計画建築物の高さが既存建築物よりも高くなることで眺望の変化が生じると予測するが、府中市の「府中市景観計画」に定める「府中市景観ガイドライン」を遵守し計画建築物の外壁の形状、材質や色彩等は、周辺環境との調和に配慮するとともに、長大な壁面を避け、圧迫感の軽減を図る計画とすることで周辺環境への影響は低減できると予測する。</p> <p>その他の地点では、計画建築物は道路沿道の建築物等により視認できないう場合と、計画地周辺の建築物等の後方に計画建築物の一部を視認できる場合があり、いずれの地点でも眺望の変化は小さいと予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「大規模施設と周辺地域との調和を図ること」を満足すると考える。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】 工事後の完了後の地域全体の形態率は、計画建築物の存在により、現況と比較して0.00%～2.55%増加するが、本事業では計画地内の外周部の樹林帯を維持する計画であることから、圧迫感の変化は抑えられと予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足すると考える。</p>
9. 史跡・文化財	<p>①工事後の完了後 【埋蔵文化財包蔵地の改変の程度】 計画地北東側の一部に周知の埋蔵文化財包蔵地（武蔵国府関連遺跡）が存在する。</p> <p>府中市ふるさと文化財課と事前協議を実施した結果、今回の工事範囲については、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していないことを確認しており、解体工事を開始するタイミングで府中市ふるさと文化財課による立会調査を実施することとなっている。</p> <p>また、工事の施行中に新たな埋蔵文化財を確認した場合には、その現状を変更することなく、東京都教育委員会、府中市教育委員会に遅滞なく報告し、「文化財保護法」に基づき適切な措置を講じる。</p> <p>したがって、本事業の実施により、埋蔵文化財包蔵地の保存及び管理に及ぼす影響はないと予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「文化財保護法」等に定める現状変更の制限、発掘等に関する規定を遵守すること」を満足すると考える。</p>

表1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
10. 自然との触れ合い活動の場	<p>①工事後の完了後 【工事車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度】 自然との触れ合い活動の場であるウオーキングコースについては、本事業に伴う直接的な改変はないが、工事車両の出入り動線が交差するとともに、工事用車両の走行経路が一部重なる場所があることから、利用経路（ウオーキングコース）への影響が考えられる。</p> <p>工事用車両の出入口を計画地東側境界沿いの道路に面する北門及び正門に設置する計画としているが、ウオーキングコースには歩道があり歩車分離がされている。</p> <p>また、工事の施工中においては、工事車両の出入り口には必要に応じて交通整備員を配置することにより、周囲の歩道を利用する一般の歩行者の円滑な通行を確保する。</p> <p>さらに、交通整備員は常時配置する計画ではないものの、大規模車両（鉄骨等の長物の搬入車両）の出入りなど、安全への配慮が特に求められる場面では必ず立ち会い、歩行者誘導を行うことで安全を確保するため、自然との触れ合い活動の場までの利用経路（ウオーキングコース）に与える影響は低減されと予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場までの利用経路に対し、著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p> <p>②工事後の完了後 【関連車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度】 自然との触れ合い活動の場であるウオーキングコースについては、本事業に伴う直接的な改変はないが、関連車両の出入り動線が交差するとともに、関連車両の走行経路が一部重なる場所があることから、利用経路（ウオーキングコース）への影響が考えられる。</p> <p>関連車両の出入口を計画地東側境界沿いの道路に面する北門と搬入車両駐車場入口及び正門に設置する計画としているが、ウオーキングコースには歩道があり歩車分離がされている。</p> <p>また、工事の完了後においては、出入り口には必要に応じて歩車分離を確保することにより、周囲の歩道を利用する一般の歩行者の円滑な通行を確保するため、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響は低減されと予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場までの利用経路に対し、著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>
11. 廃棄物	<p>①工事後の完了後 【解体・撤去に伴う廃棄物の種類ごとの排出量、再資源化量、再利用量及び処理・処分の方法】 既存建築物の解体に伴う建設廃棄物の排出量は伐採樹木量を加えた総排出量は約5,423tと予測する。また、廃棄物は分別を徹底し、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和6年度の達成基準値を踏まえて可能な限り再資源化等を図る計画であり、解体工事に伴う廃棄物の再資源化等量は約5,071t（再資源化等率約93%）と予測する。</p> <p>また、建設廃棄物は許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して再資源化等を行う等、適正に処理・処分を行い、その状況は「ウオーキングコース」により確認する。総排出量が最も多いプラスチック・コンクリート塊については、新設で再資源化、減量化または最終処分場に埋立する計画である。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき事業者の責務を果たし、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和6年度達成基準値」を満足すると考える。</p>

表1(9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
11. 廃棄物 (続き)	<p>①工事の施行中 【解体・処分方法】 解体予定建築物に使用されているアスベストについては、解体工事に先立ち、「石綿障害予防規則」、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）乗取防止対策マニュアル」に従い、既存建築物設計図による調査、現地での目視調査等を実施する。また、必要に応じて材質分析調査を併用して、状況に応じた対策を講じながら除去作業を実施する。</p> <p>除去したアスベストについては、関係法令等に従い、粉じんが発生しないよう、堅固な容器や確実な包装を施し、運搬するまでの間、隔離作業場外に設けた一時保管場所に適切に保管する。</p> <p>アスベストの運搬・処分にあたっては、「建築物の解体又は改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物の適正処理に関する指導指針」に従い、許可を得た業者に委託するとともに、マニフェストにより確認する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「石綿障害予防規則」等に示される事業者の責務を満足すると考える。</p> <p>PCB含有建材の使用状況については、令和5年8月に計画地内の建築物においてシーリング分析調査を実施しており、調査の結果PCBは確認されていない。また、PCB含有機器については調査可能範囲で調査を実施しており、確認されたものは適正に廃棄済みである。なお、PCB含有建材及びPCB含有機器とともに、解体着手前までに調査実施が済んでいない解体建築物において使用状況の調査を実施し、PCBの含有が確認された場合には、「ポリ塩化ビニル・フェニル廃棄物の適切な処理に関する特別措置法」に基づき、適正に処理・処分を行う計画である。</p> <p>PCB廃棄物の運搬にあたっては、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」に従い、許可を得た業者に委託するとともに、マニフェストにより確認する。以上のことから、評価の指標とした「ポリ塩化ビニル・フェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」等に示される事業者の責務を満足すると考える。</p> <p>解体工事に先立ち解体予定建築物にその他の特別管理廃棄物が管理・保管されている場合は、「廃棄物処理法」等関係法令に基づき、適正に処理する。以上のことから、評価の指標とした「廃棄物処理法」等に示される事業者の責務を満足すると考える。</p> <p>フロン類を使用する設備機器が使用されているが、これらの機器の撤去に際しては、温室効果ガスを大気中へ放出しないよう、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、工事着手前に現地調査を実施した上で、フロン類回収業者により冷媒を適正に回収する。その後、回収済み機器本体については「廃棄物処理法」に基づき、適正に処理・処分する。以上のことから、評価の指標とした「廃棄物処理法」等に示される事業者の責務を満足すると考える。</p>

表1(10) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
11. 廃棄物 (続き)	<p>①工事の施行中 【建設工事に伴う建設発生土及び建設廃棄物の種類ごとの排出量、再資源化量、再利用率及び処理・処分方法】 計画建築物の建設工事に伴う建設発生土の排出量は約 1111,348m³と予測する。また、建設発生土は、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和6年度達成基準値を踏まえて可能な限り有効利用を図る計画であり、有効利用量は約 97,986m³（有効利用率88%）と予測する。</p> <p>また、建設発生土は、受け入れ機関の受け入れ基準への適合を確認したうえで場外搬出する。その他の再利用に適さない建設発生土については、法令に基づき、適正に処理・処分する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づく事業者の責務を果たし、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和6年度達成基準値を満足すると考える。</p> <p>計画建築物の建設工事に伴う建設廃棄物の排出量は約 1,858tと予測する。また、廃棄物等は分別を徹底し、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和6年度の達成基準値を踏まえて可能な限り再資源化等を図る計画であり、建設工事に伴う廃棄物排出量の再資源化等量は約 1,829t（再資源化等率約98%）と予測する。</p> <p>また、建設廃棄物は許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して再資源化等を行う等、適正に処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。特に、建設廃棄物のうち総排出量が最も多いコンクリート塊については、再生砕砕材等として再資源化を行い、混入廃棄物等は中間処理施設で再資源化、減量化または最終処分場に埋立する計画である。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づく事業者の責務を果たし、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和6年度達成基準値を満足すると考える。</p>
12. 温室効果ガス	<p>①工事の完了後 【施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の程度及びそれらの削減の程度】 計画施設の温室効果ガス排出量は約 43,175t-CO₂/年、基準施設の温室効果ガス排出量と比較した削減量は約 21,086t-CO₂/年、削減率は約 33%と予測する。</p> <p>本事業では、計画建築物の空調、照明等の設備機器は高効率機器を採用するとともに、再生可能エネルギーの利用として、太陽光発電設備を導入等により、温室効果ガス排出量の削減に努める。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「環境確保条例」等の関係法令に定める事業者の責務を果たすと考える。</p>

公 告

所有者を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定について

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第二項の規定において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定する裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定に基づき公告する。

令和八年六月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 農地の所在等

(一) 所在及び地番 東京都あきる野市引田字櫻ノ岡百六十四番

地目 畑

面積 六二六平方メートル

(二) 所在及び地番 東京都あきる野市引田字櫻ノ岡百六十五番

地目 畑

面積 一、八〇一平方メートル

(三) 所在及び地番 東京都あきる野市引田字櫻ノ岡百六十七番一

地目 畑

面積 九四四平方メートル

(四) 所在及び地番 東京都あきる野市引田字櫻ノ岡百六十八番一

地目 畑

面積 八二三平方メートル

二 利用権の内容等

(一) 内容 賃借権(畑作で利用)

(二) 始期 令和八年七月一日

(三) 存続期間 十年

(四) 借賃に相当する補償金の額 二十九万三千五百八十円

三 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

一般社団法人東京都農業会議(東京都農地中間管理機構) 会長 青山 侑

東京都渋谷区代々木三丁目二十五番三号

四 農地の所有者等の情報

登記名義人が死亡し、相続人は相続放棄した。

五 補償金の支払の方法 利用権の始期までに東京法務局西多摩支局に補償金を

供託すること。

六 補償金の還付について

農地の所有者等は東京法務局西多摩支局において、補償金の還付を受けることができる。

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001

定価 本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八一)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

